

# スマートフォン教室とIP告知端末機返還について

IP告知端末機の廃止に伴い、ご家庭で不要となるIP告知端末機の返還を受け付けています。なお、IP告知端末機は、引き続き来年の令和7年9月30日までご使用いただけます。

また、スマートフォン普及拡大支援事業の一環として、スマートフォン教室を開催します。どなたでも参加可能ですので、スマートフォンの操作に不安な方は、ぜひご参加ください。

## IP告知端末機の返還について

### ■返還支援事業

IP告知端末機が不要になった方の返還を受け付けています。ご自身で機器を取り外していただき、役場まで持参された方には、次の支援を行います。

#### ①令和6年9月30日までの返還

2,000円分の商品券（月形商工会発行）

#### ②令和7年12月30日までの返還

1,000円分の商品券（月形商工会発行）

※令和7年9月30日までは、これまでどおり使用できます

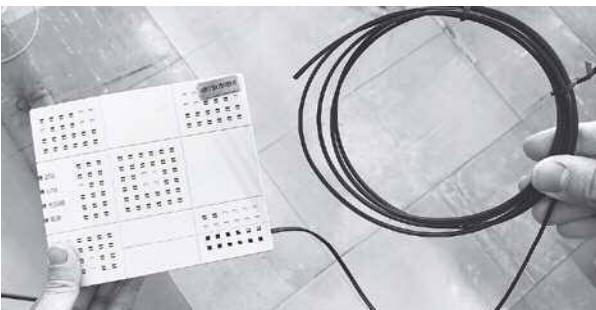
### ■返還物品

以下の物品を役場に持参し、返還してください。



### ■取外方法

下図のようにONU（白い箱型の機械）から伸びている線をハサミなどで切断してかまいません。



線は基本的に宅内に残置となります。余った不要な線は束ねておきます。または、さらに切断し、廃棄してもかまいません。

### ■事前の申請がオススメ

返還支援事業は、事前に申請できます。スマートフォンまたはパソコンから次のQRコード・URLから申請してください。オンライン申請をすれば、窓口で紙の記入が不要となります。



<https://logoform.jp/form/yRh8/527746>

## スマートフォン教室を開催します

### ■開催日

- ①8月27日(火)
- ②9月13日(金)
- ③10月21日(月)

### ■時 間

午後2時から午後5時

※各回とも同じ

### ■場 所

交流センター講堂

### ■内 容

- ・カメラ、メール、電源入切などの基本操作、アプリなどの入れ方など
- ・皆さんのが日頃、スマートフォンの操作に悩んでいる事にもお答えする時間を設けます

### ■予 約

事前に役場総務課危機管理係  
☎53・2321に申し込んでください

### ■持ち物

お使いのスマートフォン  
※スマートフォンをお持ちでない方も貸出機があるので、参加可能

### ■その他

スマートフォン教室は今後も開催する予定です（日程は、決まり次第お知らせします）

問合せ先 総務課危機管理係 ☎ 53・2321 Eメール : [kikikanri@town.tsukigata.hokkaido.jp](mailto:kikikanri@town.tsukigata.hokkaido.jp)